平成３０年（フ）第１８８号
大阪府阪南市石田600番地の６　34棟101号
債務者　永友ツネ子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１９３号
大阪府泉南郡岬町淡輪722番地の６
債務者　中釜愛由美
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１９５号
大阪府岸和田市春木若松町５番９号ヴェルハイツⅡ201号
債務者　中能　竜治
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１８６号
熊本市東区下江津１丁目15番16号　第１江嶋アパート202号、前住所熊本市東区下南部１丁目３番28号　ソレイユエトワール102
債務者　小川　恵美（旧姓園川）
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第６９６号
札幌市豊平区平岸４条７丁目１番１―704号
債務者　納谷　　章
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７２６号
札幌市豊平区平岸３条14丁目８番５―312号
債務者　髙野　純子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９号
北海道留萌市見晴町４丁目159番地
債務者　伊勢　勝美
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成３０年（フ）第１１号
北海道留萌市住之江町４丁目30番地
債務者　大津　玲子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成３０年（フ）第８０号
釧路市愛国西２丁目13番14号　サンハイツ206
債務者　藤山美恵子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１６号
新潟県三条市北入蔵２丁目11番１―143号
債務者　佐藤　正子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成３０年（フ）第１３８号
静岡県田方郡函南町仁田715番地の３
債務者　中村　　徹
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第３１４号
大阪府南河内郡河南町さくら坂４丁目２番８号
債務者　大塩由美子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３２３号
堺市堺区大浜南町２丁３番１―404号
債務者　太田末子こと　ＨＯＮＧ　ＭＡＬＪＡ　洪　　末子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３５１号
大阪府富田林市美山台２番２―401号
債務者　丸岡　行隆
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３６５号
堺市堺区翁橋町１丁９番10号　オリエントシティ堺東401号
債務者　吉田　信子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３７８号
堺市中区伏尾314番地　サニーハイツ健翔303号
債務者　中島　庸晴
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３７９号
堺市中区伏尾314番地　サニーハイツ健翔303号
債務者　中島　智子（旧姓水町）
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３８７号
堺市中区堀上町1007番地２　サンメイト深井Ｂ棟105号
債務者　福田　昌章
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係